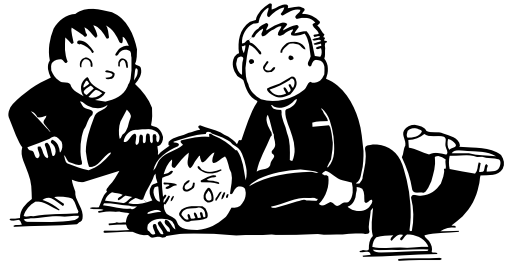


# 危機管理マニュアル



蓮田市立蓮田南中学校

# 第 1 章 マニュアル作成の目的及び予想される事故

## 1 マニュアル作成の目的

このマニュアルは、蓮田市立蓮田南中学校の生徒・職員・施設設備・諸表簿等にかかる学校管理上の事故や災害について、予防対策、応急対策、事後指導対策等の基本的な事項について共通理解し、職員・生徒の身分、生命、身体の安全及び学校の財産を事故災害から保護することを目的とする。

## 2 予想される事故

### (1) 生徒に関わる事故

- ① 交通事故
- ② 病気・けが
- ③ いじめ等
- ④ 虐待
- ⑤ 不登校
- ⑥ 生徒間のトラブル（けんか）
- ⑦ 非行・問題行動
  - ア 盗み・万引き
  - イ 過度のいたずら
  - ウ 家出
  - エ 薬物等乱用
  - オ 性に関する事故
  - カ 対教師暴力
  - キ 施設等の破壊的行為
  - ク その他
- ⑧ 不審者による性被害等（登下校時を含む）
- ⑨ 不審者からの安全確保

### (2) 職員に関わる事故

- ① 交通事故
- ② 経理事故
- ③ 体罰・暴力行為等
- ④ 病気・けが
- ⑤ その他の非違行為（信用失墜行為等）

### (3) 施設・設備に関する事故

- ① 水道・ガス・電気
- ② 転倒の恐れのある大型備品（戸棚、ロッカー、テレビ等）
- ③ 固定施設
- ④ 電動工具類
- ⑤ 薬品類

### (4) 諸表簿に関わる事故

### (5) 自然災害（地震、竜巻）

### (6) 火災

### (7) その他

- ※ 緊急時の連絡先等一覧
- ※ 校内避難経路
- ※ 自衛消防組織

## 第1章 予防対策・事故発生時の対策

### 生徒に関わる事故

#### (1) 交通事故

##### 《予防対策》

- ア 警察署等の協力を得て、交通安全について体験的に学ぶ機会を設ける。
- イ 保護者や地域との連携を深め、交通立哨や巡回指導、通学路点検に努める。
- ウ 年間を見通し、発達段階を考慮して計画的に指導にあたる。
- エ 事例をもとに日々の指導及びチャンス指導を工夫する。

##### 《発生時の対策》

- ア 事故発生状況を正確に把握する。
- イ 教育委員会へ報告し、必要な指示を受ける。
- ウ 事故者を見舞う。(担任、校長等)
- エ 担当医師と連絡を密にし、症状等を把握する。

##### 《事後の対策》

- ア 事故発生の状況を詳細に分析し、以後の指導に役だたせる。
- イ 事故者のケアについて担任を通じて配慮する。
- ウ 日本スポーツ振興センターと連絡を密にとり、補償等にあたる。

(学校管理下の場合)

#### (2) 病気・ケガ

##### 《予防対策》

- ア 健康診断、健康観察等に基づき、生徒の健康状態の把握に努める。
- イ 持病等については、保護者と連携をとり詳しく把握しておく。
- ウ 安全点検に基づき、潜在的危険個所の発見、解消、危険物の除去に努める。
- エ 発作やケガの応急処置法について、全職員が習得する

##### 《発生時の対策》

- ア 応急処置を施し、速やかに医療機関に搬送する。(救急車の要請も)
- イ 保護者と連絡をとる。
- ウ 担当医師と連絡を密にし、必要な指示を受ける。

##### 《事後の対策》

- ア ケガの場合は、発生状況を分析し、再発防止に役だたせる。
- イ 事故者のケアについて担任を通じて配慮する。
- ウ 日本スポーツ振興センターと連絡を密にとり、補償等にあたる。

(学校管理下の場合)

### (3) いじめ等

#### 《予防対策》

- ア 道徳教育を核にして、心の教育の充実を図る。
- イ 教育相談体制の確立・充実を図る。(S C・心のホット相談員等との連携)
- ウ 早期発見のチェックポイントを職員・保護者で共通理解する。
- エ 教師は生徒へ不公平や不適切な言動のないよう、資質を高める。
- オ 楽しい授業、わかる授業の展開に努める。
- カ 学級内の協力・理解し合う人間関係を醸成する。

#### 《発生時の対策》

- ア 指導方針を検討確認する会議を開き、問題解決に向けての見通しを立てる。  
(校長・教頭・主幹・生徒指導主任・学年主任・担任等)
- イ 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で指導にあたる。
- ウ 全職員の共通理解、共通行動のもとに指導にあたる。
- エ 関係保護者の理解と協力のもとに指導にあたる。
- オ いじめられた子供の立場に立って、指導にあたるとともに、いじめた子供の  
人権、人格にも配慮する。
- カ 教育委員会へ報告し、必要な指示を受ける。

#### 《事後の対策》

- ア 事実関係を調査し、全容を明らかにするとともに、保護者へ報告をする。
- イ 個別指導とともに、道徳や学級活動を通して全体指導を行う。
- ウ 関係生徒の様子を経過観察し、変容を見届ける。

#### ◇ 「いじめのサイン」チェックリスト ◇

- ① 身体・体調に関するチェックリスト
  - ・顔色が悪く、元気がない。
  - ・頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。
  - ・たびたび保健室へ行く。
  - ・傷やあざがある。
  - ・腕や足、首などの肌をかくそうとする。(傷やあざがあるため)
  - ・衣服が汚れていたり、破れていたりする。
- ② しぐさ・態度等に関するチェックリスト
  - ・おどおどしている。なにかに怯えている。
  - ・授業に無関係の質問をしたり、奇声を発する、発せさせられている。
  - ・浮かぬ顔をしていることが多い。
  - ・教師と視線を合わそうとしない。(教師の目を避けている。)
  - ・集中力がなくなり、ボーッとしていることが多い。
  - ・テストの点数や成績が急に下がってきている。

- ③ 友達との関係に関するチェックリスト
- ・友達に悪口を言われても、反抗しないで愛想笑いをする。
  - ・どんな遊びにでも誘われるとすぐ従ってしまう。
  - ・話しかけても知らん顔をされる。
  - ・本人が嫌がっているあだ名で呼ばれている。
  - ・いつも同じグループでしか行動できない。
  - ・日頃からのグループでもないのに一緒にトイレに行ったり、下校したりする。
  - ・周りの友達に異常なほど気を遣っているように見える。
  - ・いつも人のいいなりになっている。(遣い走りになっていないか。)
  - ・特定の生徒の席に誰も座ろうとしない。あるいは、席の周りが空いている。
- ④ 生活面に関するチェックリスト
- ・学校を休みがちになる。
  - ・机、カバン、ロッカーなどの中が荒らされている。
  - ・文具、服、靴などがよく隠されたり、壊されたりしている。
  - ・黒板、トイレなどに名指しで落書きがされている。
  - ・給食時、配膳すると嫌がられる。
  - ・給食時、片付けるのを嫌がられる。
  - ・広い場所を一人で掃除をしている。
  - ・掃除の時、いっしょに机を運んでもらえない。
  - ・授業中発言すると、特別な目で見られる。
  - ・正しい意見や答えを言っているにもかかわらず、冷やかされたり、ヤジを飛ばされたりする。
  - ・他の生徒のいじめの被害を話題にする。
  - ・休み時間に一人で過ごしている。
  - ・下校するとき、友達において行かれることが多くなる。
  - ・学級写真や掲示物で、特定の生徒のものにいたずらされている。
  - ・経済的に困っていないのに、納入金などを急に滞納し始めた。
  - ・リーダー性があるにも関わらず、急に行動が消極的になった。
- ⑤ いじめている生徒に関するチェックリスト
- ・学級内で、ひそひそ話が多く見られるようになった。
  - ・友達との会話において、命令的な話し方をする。
  - ・友達の名前を呼び捨てにしたり、軽蔑した言い方をする。
  - ・家庭から次のような訴えがある。
    - \* 家庭で買ってやったことのない品物を多く持っている。
    - \* お金の使い方が荒くなった。
    - \* 学校からの帰りが遅く、言葉遣いや素行が悪くなった。

#### (4) 虐待の申し出および情報の入手

- ① 直ちに、担任および養護教員等複数で状況の把握をする。
- ② 市の子ども支援課に連絡し、指示を仰ぐ。
- ③ 不明な点が多い場合は、生徒を継続的に観察する。保護者への連絡を取る。
- ④ 入所等の措置に関しては、窓口（教頭等）を一本化し、保護者や児童相談所および報道機関に対応する。

(5) 不登校

《予防対策》

- ア 生育歴、家族環境、交友関係等を通して、生徒一人一人の特性を理解する
- イ 相談室の機能を高めると共に、教育相談体制の確立を図る。
- ウ 楽しい授業、わかる授業の展開に努める。
- エ 生活ノートや日頃の行動に注目し、生徒のつまづきの早期発見に努める

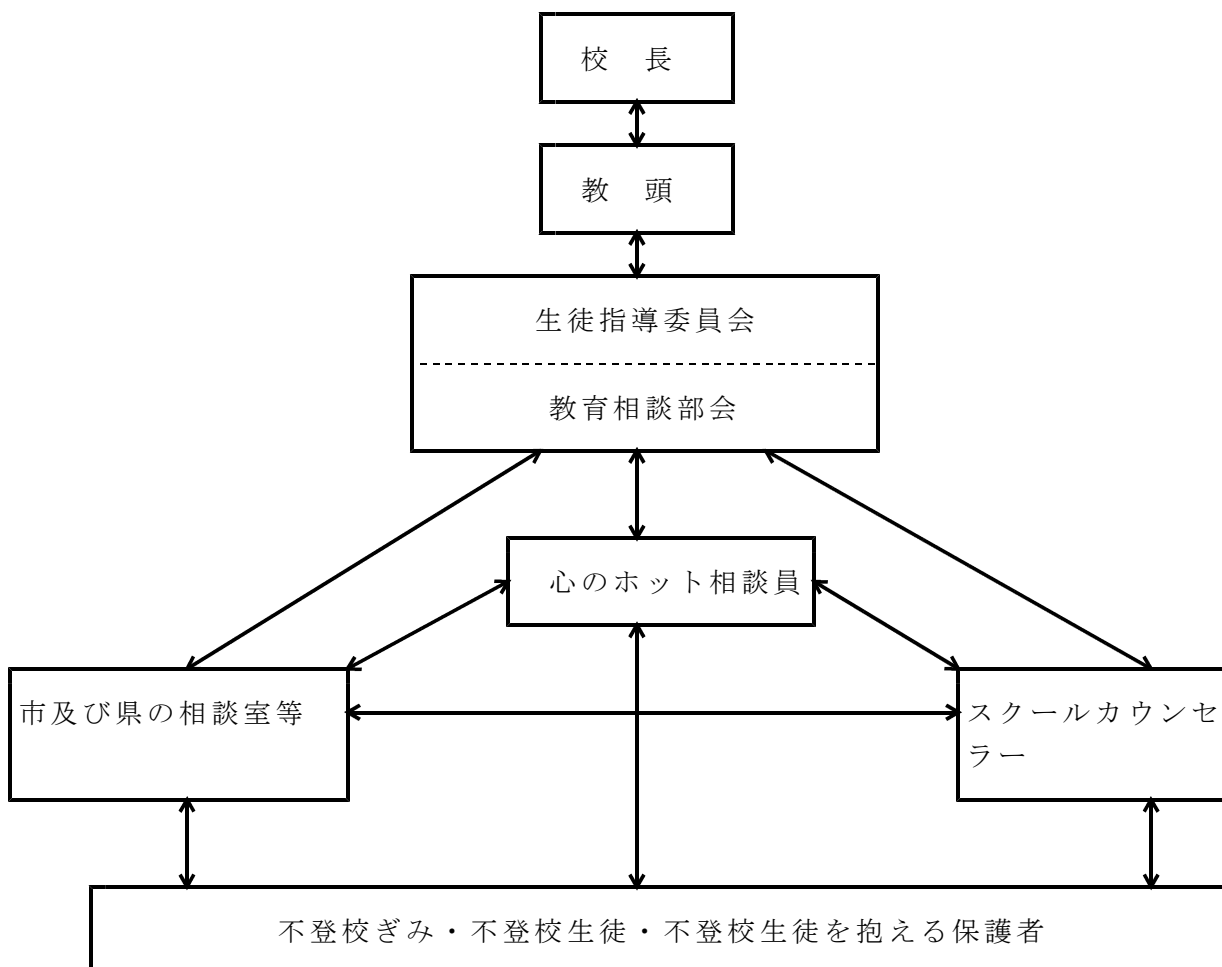
《発生時の対策》

- ア 指導方針会議を開き、問題解決に向けての見通しを立てる。  
(校長・教頭・主幹・生徒指導主任・学年主任・養護教諭・担任・心のホット相談員等)
- イ 専門機関と連絡をとり必要な助言を得る。  
(SC・心のホット相談室等の助言を受ける。)
- ウ 校長の監督のもとに、SC・心のホット相談員等の協力を得る。

《事後の対策》

- ア 生徒の様子を経過観察し、実態に合った柔軟な支援体制を整える。
- イ 経過を記録し、分析・指導に役立たせる。
- ウ 担任まかせにしないで、学校の組織を挙げて取り組む。

◇不登校生徒校内指導体制組織図◇



## (6) 生徒間のトラブル(けんか)

### 《予防対策》

※ いじめ、不登校の項を参照

### 《発生時の対策》

- ア ケガ等がある場合は、適切な治療を行う。
- イ 双方の言い分を公平に聞き、状況を正しく把握する。
- ウ 強制的に仲直りをさせるのではなく、反省の機会を与え、仲直りのきっかけを作る。

### 《事後の対策》

- ア 必要に応じ、保護者と連絡をとる。
- イ 関係生徒の様子を経過観察する。
- ウ 必要に応じ、教育的配慮のもとに指導する。
- エ 朝の会、帰りの会、学級活動等の全体指導の機会を設ける。

## (7) 非行・問題行動

発生が予想される非行・問題行動としては、盗み・万引、過度のいたずら、家出、薬物等乱用、性に関する事故、対教師暴力、他校生徒との交流による非行等があげられる。これらについては一括して諸対策をあげる。

### 《予防対策》

- ア 遊び、行動範囲、交友関係、家庭環境、地域・社会環境等を通して生徒一人一人を理解する。
- イ 一人一人の生徒を尊重し、居がいのある学級づくりに努める。
- ウ 教師と生徒の信頼関係の醸成に努める。
- エ 道徳教育を核として、心の教育の充実に努める。
- オ 楽しい授業、わかる授業の展開に努める。
- カ 自他の生命の尊重、健康や安全、社会の規範等について、生徒の発達段階に即した具体的な指導を行う。

### 《発生時の対策》

- ア 教育委員会へ報告し、必要な指示を受ける。
- イ 事実関係を正確に把握してから指導にあたる。
- ウ 一過性のものか、習慣的なものかを明らかにする。
- エ 背後関係等の有無について慎重に調査する。
- オ 警察等外部機関、保護者と連携を密にとりながら指導にあたる。
- カ 事故者に反省の機会を与えるとともに、謝罪・補償等については保護者の相談にのる。

### 《事後の対策》

- ア 全校体制で事故者の継続観察、継続的なケアに努める。
- イ 他の生徒への指導の機会を設け、関連事象の再発防止に努める。

(8) 不審者による性的被害(登下校時を含む)

《予防対策》

- ア 発達段階に応じた性教育を実施し、性に関する正しい理解を身につけさせる。
- イ 不審者に遭遇した場合の対処について、具体的に指導する。
- ウ 保護者及び地域や外部機関と連携をとり、有害な性情報等を地域環境から排除するよう努める。
- エ 保護者の啓発に努める。

《発生時の対策》

- ア 被害者のプライバシー、人権保護に配慮する。
- イ 教育委員会に報告し、必要な指示を受ける。
- ウ 被害者の精神的ケアに努める。
- エ 警察等外部機関と連携をとりながら慎重に対応する。
- オ 保護者との連携を密にする。

《事後の対策》

- ア 事故発生状況を調査し、再発防止の対策を立てる。
- イ 被害者の精神的ケアを継続的に行う。



## (9) 不審者からの安全確保

### ① 日常の安全確保

#### ア 学校での取組

- ・来校者へのあいさつを励行する。
- ・生徒の安全確保に関して、教職員間で情報交換や共通理解を図る。
- ・来校者名簿を設置し、職員以外の者の出入りの状況を確認する。
- ・教育委員会、警察、近接の学校等から不審者等に関する情報を速やかに把握できる体制をつくる。入手した情報は、関係機関に提供する。
- ・始業前の交通指導、出迎え指導や放課後の部活動の指導において、生徒の状況を把握するとともに安全を確保する。
- ・登下校時の安全確保のため、定められた通学路を歩いて登下校させる。人通りが少ないなど、注意を払うべき箇所の例を挙げ、注意を喚起する。
- ・万一の場合を想定し、付近の民家や「子どもの家」等、生徒が緊急避難できる場所を生徒一人一人に周知する。
- ・校門、外灯、校舎の出入口、窓等の破損、鍵の状況についても、安全点検日に点検を実施し、必要に応じて補修を行う。
- ・警備保障装置の作動状況の点検、警備会社と連絡体制の確認を行う。

#### イ 家庭や地域との取組

- ・生徒が犯罪や事故の被害から身を守るため、屋外での活動で注意すべき事項を家庭で話し合うよう働きかける。
- ・学校外の安全確保のため、PTA、自治会の協力を得て、学区内の人通りが少ない場所等、危険箇所の点検や生徒への「声かけ運動」等を依頼する。
- ・登下校時や外出時等の安全確保のため、PTA、自治会の協力を得て、通学路の安全点検、巡回指導を依頼する。
- ・万一の場合、生徒が緊急避難することを地域住民に周知する。

### ② 緊急時の安全確保

#### 《 学校周辺に不審者が出現した場合 》

##### ア 学校の取組

- ・学校周辺での不審者情報が入った場合、教育委員会、警察、近接の学校等に情報を提供するとともに、速やかに警察にパトロール等の実施を要請する。
- ・緊急時の生徒の登下校は、不審者情報を総合的に勘案し、集団での一斉登下校、または保護者同伴による登下校とする。職員は、PTA、自治会協力者とともに、交通指導地点を中心に、安全確保のための巡回指導に当たる。

##### イ 家庭や地域との取組

- ・各家庭や地域への注意喚起、学校周辺や学区内の巡回指導、集団登下校同伴等の依頼文書をPTAや自治会を通じて配布する。

##### ウ 保護者に緊急メール配信を行い、情報を提供する。

#### 《 学校に不審者が侵入した場合 》

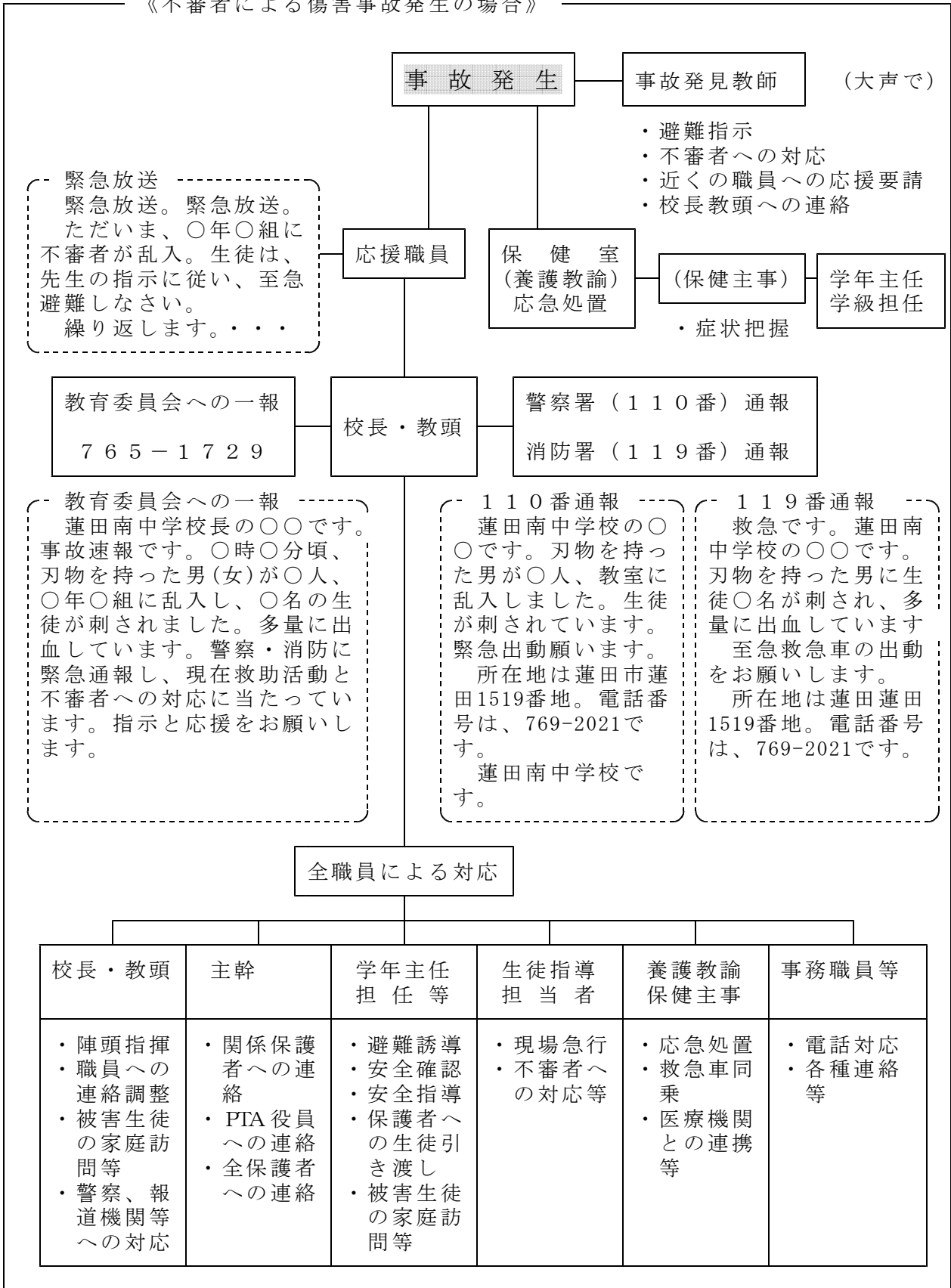
##### ア 学校の取組

- ・直ちに校長または教頭に情報を伝達するとともに、各階通報組織により、大声で不審者情報の伝達、生徒への注意喚起、避難誘導等の適切な措置をとる。
- ・警察、教育委員会にも、直ちに通報し、警察等の出動を要請する。
- ・警察到着まで、教頭は複数の教員とともに不審者への対応に当たる。

##### イ 家庭や地域との取組

- ・PTA会長、PTA緊急連絡網を通して、緊急対応を依頼する。

《不審者による傷害事故発生の場合》



緊急時(不審者)の基本行動と具体的な対応

基本行動	具体的な行動
不審者の発見等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不審者の状態を確認する。</li> <li>○事故発生の場合、事故者の状態確認をする。</li> </ul>
1 防犯ブザーによる警報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不審者侵入・事故発生を近隣に知らせる。</li> <li>○他の生徒を落ち着かせる。</li> <li>○隣接の学級担任等の協力を依頼する。</li> </ul>
2 生徒の救出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事故者を不審者から救出する。</li> <li>○複数で制止・阻止する。</li> <li>○他の生徒の安全確保をする。(避難誘導)</li> </ul>
3 応急手当て	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健室移動可能な場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>◇止血等の処置後、保健室に移動する。</li> <li>◇養護教諭による応急手当て。(不在の場合は保健主事)</li> </ul> </li> <li>○その場での手当て               <ul style="list-style-type: none"> <li>◇外傷あり……止血等</li> <li>◇骨折あり……安静にし動かさない</li> <li>◇呼吸・心臓停止……人工呼吸・心臓マッサージ</li> </ul> </li> </ul>
4 非常ベルによる警報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校全体に危険発生を知らせる</li> <li>○生徒を落ち着かせ、避難の準備をする。</li> <li>○非常放送の指示により避難する。</li> </ul>
5 職員室へ連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校長・教頭へ連絡する。</li> <li>○養護教諭・他の職員の応援を要請する。</li> <li>○担架や応急手当てに必要なものを準備し現場へ向かう。</li> <li>○重傷・生命の危険がある場合は、救急車を要請する。</li> </ul>
6 関係機関等への連絡・対応	<p>時系列でその都度記録し、累積する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 警察……110番し、出動を要請する。(学校名、被害状況)</li> <li>※ 消防署……119番し、救急車の出動を要請する。(学校名、けがの状況)</li> <li>教育委員会……第一報を入れる。(教頭対応)</li> <li>※ 病院……医療機関に受け入れを要請する。 タクシー搬送もあり。</li> </ul> <p>緊急事態につき、※は職員室にいる者が速やかに対応する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>保護者への連絡……事故状況を速やかに連絡する。(担任、学年主任、主幹)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇保険証を携帯し、搬送先へ向かうよう依頼する。</li> </ul> <p>救急隊への協力……救急車の誘導、隊員の誘導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇状況の説明とできるだけ補助を行う。</li> </ul> <p>病院搬送……養護教諭(保健主事)が付き添い、病院へ搬送する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇付き添いの職員は、随時、状況を校長に報告する。</li> </ul> </div>

<p>7 緊急職員会議</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事故発生時の状況を把握・確認する。</li> <li>○他の児童の動揺を鎮める。</li> <li>○人的・物的な原因を追及し、再発防止の措置を行う。</li> <li>○今後の対応及び再発防止について共通理解し、学級指導を行う。(必要に応じて全校で実施)</li> <li>○外部に対する窓口を一本化する。(校長)</li> <li>○教育委員会へ第二報を入れる。(教頭)</li> <li>○日本スポーツ振興センターへの手続きの準備をする。</li> </ul>
<p>8 事後対応</p> <p>①事後指導・措置</p> <p>②見舞い・家庭訪問</p> <p>③報告・記録整理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○継続的な指導や心のケアを関係機関と連携して行う。</li> <li>○臨時保護者会を開催し、概要を説明する。</li> <li>○保護者・地域への「依頼」の配布</li> <li>○正常な教育活動再開への準備</li> <li>○入院先、自宅に訪問し、事故状況等の説明を行う。 (担任、状況により教頭も同行)</li> <li>○誠意を持って、継続的に対応する。</li> <li>○被害の状況によっては、全家庭訪問</li> <li>○市教委へ文書で事故報告をする。(教頭) 時系列に沿って、事実を的確に報告する。</li> </ul>

## 4 職員に関わる事故

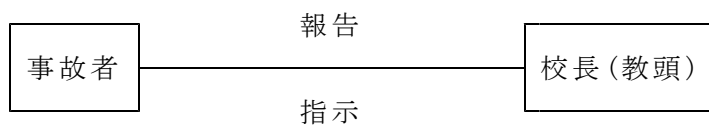
### (1) 交通事故

#### 《予防対策》

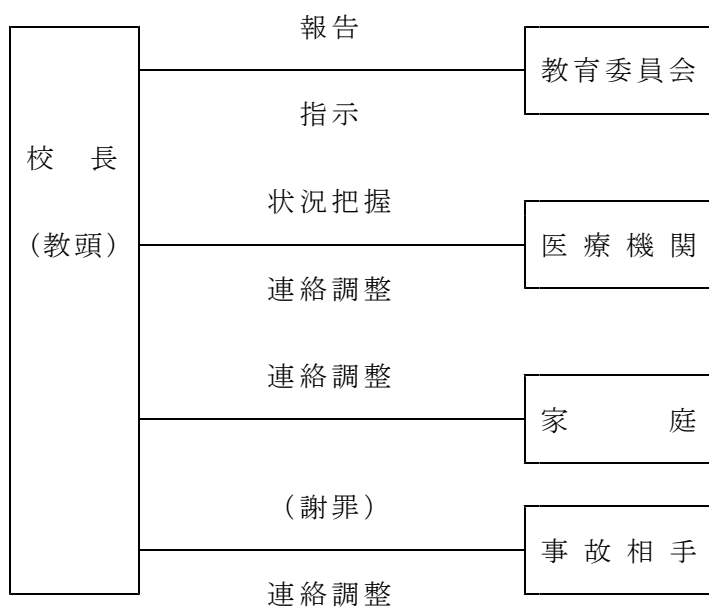
- ア 交通規則の遵守について意識の高揚を図る。
- イ 出勤、出張等のゆとりある対応について指導する。
- ウ 宴会等酒席参加時の交通手段について確認する。

#### 《発生時の対策》

- ア 事故者は、事故の概要を速やかに校長（教頭）に報告する。



- イ 事故発生状況を正確に把握する。
- ウ 関係方面へ報告・連絡をし、必要な指示等を受ける。



- エ マスコミ等に対して窓口を一本化する。

#### 《事後の対策》

- ア 事故発生の状況・経緯を詳細に分析し、再発防止に努める。
- イ 補償等については関係方面と連絡を密にし、誠意を持ってあたる。
- ウ 事故者の精神的ケアに配慮する。

## (2) 経理事故

### 《予防対策》

- ア 教育公務員としての倫理の高揚を図る。
- イ 現金を学校におかない。
- ウ 通帳、印鑑の保管については厳重を期す。
- エ 諸会計の支払いは通帳による引き落とし、集金は郵便局での口座振込制度を原則とする。現金集金を必要とする場合は、保護者への通知を行い、その管理を適切に行う。
- オ 会計担当者は複数とし会計関係書類の職員相互監査、管理職による監査を徹底する。

### 《発生時の対策》

- ア 事実関係を調査し、事故内容を正確に把握する。
- イ 教育委員会へ報告し、必要な指示を受ける。
- ウ 必要に応じ、関係方面に対し事実関係を説明する。
- エ 応急的方策について検討・処理する。

### 《事後の対策》

- ア 事故発生の状況、事実関係を詳細に分析し、再発防止に努める。
- イ 事故者の処遇について教育委員会の指導を受ける。
- ウ 補償等について教育委員会の指導を受ける。
- エ 事故者の精神的ケアに配慮する。

## (3) 体罰・暴力行為等

### 《予防対策》

- ア 教育公務員としての倫理の確立を図る。
- イ 校内研修等を通して、体罰・暴力行為にあたる内容について周知する。
- ウ カウンセリングマインドの習得を図る。
- エ 職員が指導に行き詰まり、孤立化する事のないよう支援する。
- オ 職員に対し、個別に助言の機会を設ける。

### 《発生時の対策》

- ア 事実関係を正確に把握する。
- イ 教育委員会へ報告し、必要な指示を受ける。
- ウ 被害生徒、保護者に謝罪する。(当事者、校長)

### 《事後の対策》

- ア 事故発生の状況を詳細に分析し、再発防止に努める。
- イ 必要に応じ、生徒・保護者に対し、てんまつ、反省点、今後の方針等を説明し、信頼の回復に努める。
- ウ 事故者の処遇について教育委員会の指導を受ける。
- エ 事故者の精神的ケアに配慮する。

#### (4) 病気・ケガ

##### 《予防対策》

- ア 定期健康診断、人間ドック等を通して日頃の健康管理に努める。
- イ 年休の計画的利用や福利厚生事業へ積極的に参加しリフレッシュを図る。
- ウ 過重な勤務が生じないように配慮する。
- エ 個々の職員の適性・能力を把握し、支援に努める。

##### 《発生時の対策》

- ア 医療機関と密に連携をとり、状況を正確に把握する。
- イ 教育委員会へ報告し、必要な指示をうける。
- ウ 公務災害の認定申請については、関係機関と連携を密にして手続を進める。
- エ 欠けた職員の補充体制を整える。
- オ 必要に応じ、生徒、保護者への説明を行う。
- カ 健康審査会との連携をとる。

##### 《事後の対策》

- ア 発生事実を教訓とし、予防・再発防止に努める。
- イ 当事者の継続的ケアについて配慮する。
- ウ 健康審査会、医療機関との連携を密にし、職場復帰の見通しを立てる。

#### (5) その他の非違行為（信用失墜行為等）

##### 《予防対策》

- ア 服務についての年間指導計画を作成し、教育公務員としての倫理観の確立を図る。
- イ 信用失墜にあたる行為について、具体的事例を通して理解を図る。
- ウ 必要に応じ、職員を個別に指導・助言する。

##### 《発生時の対策》

- ア 事実関係を調査し、事故の内容を正確に把握する。
- イ 教育委員会へ報告し、必要な指示を受ける。
- ウ 必要に応じ、関係方面へ謝罪、事情説明を行う。（当事者、校長）
- エ マスコミへの対応は窓口を一本化し、憶測等交えず事実のみを伝える。

##### 《事後の対策》

- ア 事故の状況、背景等を詳細に分析し、再発防止に努める。
- イ 全職員で信用回復に努める。
- ウ 事故者の処遇について、教育委員会の指示を受けるとともに継続的な指導にあたる。

## 5 施設・設備に関わる事故

施設・設備に関わる事故としては、①水道・ガス・電気、②転倒の恐れのある大型備品、③固定遊具、④電動工具、⑤刃物類、⑥薬品等に関わる事故が予想される。

### 《予防対策》

- ア 管理担当者を明確にし、責任をもって日常的管理がなされるよう体制を整える。
- イ 日常的、定期的、組織的に安全点検を実施し、複数の目で危険防止に努める。
- ウ 点検の観点を具体的に定め、点検簿等に記録しながら点検を実施する。
- エ 使用上の留意事項を全職員に周知徹底する。
- オ 刃物類や薬品等については、数量や残量を常に明確に表示して管理する。
- カ 水道、ガス、電気については、漏れがないかどうか特に留意し、異常が発見された場合、ただちに専門業者に依頼して修繕を行う。

## 7 諸表簿に関する事故

### 《予防対策》

- ア 保管場所を定め、取り扱いに厳重を期す。
- イ 法令に基づいた保存年数に留意する。
- ウ 保管場所からの持ち出しについては、管理職の許可を得る。
- エ 非常持出表簿類については、担当者を定め、万一に備える。
- オ 保存年数を経過した表簿は、適切な方法で速やかに処分する。
- カ 外部からの照会、開示請求等については必要に応じて教育委員会の指示を受け、校長が対応する。

## 8 自然災害

### (1) 地震

#### 《予防対策》

- ア 授業を通して、自他の生命の大切さや安全への理解を深める。
- イ 避難訓練等を通して、避難経路や方法を具体的に理解し、安全な行動ができるようにする。
- ウ 地震発生時の行動マニュアルを作成し、防災に対する関心を高める。
- エ 校舎内外の施設・設備の安全点検を行い、災害に備える。
- オ 地域の防災関係組織との連携を密にする。

#### 《発生時の対策》

- ア 生徒の避難誘導を最優先する。
- イ 出火を防ぐ措置を講じ、書類備品の搬出を行う。
- ウ 生徒、職員、施設・設備の安全及び災害の状況を把握し、教育委員会へ報告する。
- エ 災害対策本部(校長、教頭、主幹)を組織し、指示・指示系統を一本化するとともに、外部諸機関との連絡調整、保護者への生徒引き渡し等に対応する。
- オ 蓮田市防災本部の指示を受け、避難所開設にあたる。



## (2) 竜巻

### 《予防対策》

ア 気象状況の情報収集に努める。

キーワード：「雷を伴う」「大気の状態が不安定」「竜巻などの激しい突風」

イ 安全管理・安全指導

- ・危機管理マニュアルの共通理解
- ・校内研修の実施
- ・避難訓練の実施
- ・保護者、地域、関係機関との連携

ウ 安全学習

- ・竜巻について知る。
- ・身の安全の守り方、避難行動について知る。

### 《発生時の対策》 ○……生徒 ●……教職員

「竜巻が発生しています。身を守る準備をください。」

- 外にいる者は校舎内、教室へ移動する。
- 教室内ではできるだけ中央に寄せる。机を中央に寄せる。
- 窓、カーテンを閉める。

「竜巻が接近しています。自分の身をしっかり守りなさい。」

- 机の下にもぐる。(窓、ドア、壁から離れる)
- 頭と首を守る。(防災頭巾やヘルメットなど、無い場合は両手)

<教職員の共通行動>

- 児童生徒の避難行動を確認する。
- 教職員は、その場にいる児童生徒を勇気づける。
- 教職員自身も身を守る行動をとる。

「先生方は状況を報告してください。児童生徒はその場に待機しなさい。」

- 児童生徒を落ち着かせる。
- 児童生徒の安否、被害状況を確認する。
- 状況を管理職へ報告する。
- 児童生徒をその場に待機させる。

待機させられ状況の場合は安全な場所へ誘導する。(負傷者への応急手当)

### 《事後の対策》

教育活動続行不可能な被害の場合

- ・学校災害対策本部設置(対応検討)
- ・安全な場所へ児童生徒を誘導
- ・メール配信、HPによる情報提供(下校の遅れ、場合によっては引渡し)

教育活動続行可能な場合

- ・授業再開
- ・学校周辺の安全が確認された後、通常下校
- ・メール配信、HPによる情報提供
- ・マニュアルの見直し

## 9 火災

### 《予防対策》

- ア 火気使用後は、使用者、日番職員等複数の目で安全を確認する。
- イ ストープの周辺は、特に整頓する。
- ウ 校舎の周辺に燃えやすいものを置かない。
- エ 消火器、消火栓の使用訓練を周知徹底する。

### 《発生時の対策》

- ア 119番通報する。
- イ 生徒の避難誘導を最優先する。
- ウ 書類備品の搬出と消防車到着までの初期消火にあたる。
- エ 災害対策本部（校長、教頭、主幹）を組織し、指示伝達系統を一本化するとともに、外部諸機関との連絡調整、保護者への生徒引き渡し等に対応する。

## 10 その他

### ◇ 事故発生後、速やかにとるべき措置 ◇

#### 校長または教頭

- ・状況の正しい把握
- ・的確な判断
- ・極度の緊張を解く
- ・全体の掌握
- ・仕事の分担指示

- ①校医・指定病院への電話連絡  
(必要に応じて、救急車出動要請 119番)
- ②蓮田市教育委員会へ電話連絡 (768-3111)
  - ア 学校名
  - イ 事故の種類とその概要
    - ・日時
    - ・場所
    - ・被害者
    - ・被害の程度
  - ・応急処置
- ③被害生徒の保護者への謝罪等の電話
- ④必要に応じ、緊急職員会議を開き、全職員の共通理解を得る。
- ⑤主要事項のメモ、対外折衝等

#### 学級担任または 養護教諭

- ①校長（教頭）への緊急連絡
- ②被害生徒の応急手当及び付き添い看護
- ③その他の指導・生徒の指導管理
- ④被害生徒宅への電話
- ⑤必要事項の観察・記録など

### ◇ 事故発生後、引き続き取るべき措置 ◇

#### (1) 校長（または教頭）

- ①事故発生報告書の提出、交通事故の場合は生徒交通事故報告カードの提出
- ②事故が、解決まで長引く時は経過報告書の提出等市教委との密接な連絡
- ③事故の分析、防止策の再検討
- ④事故処理関係者への謝辞等

#### (2) 学級担任（あるいは、指導担当者）

- ①必要に応じ、経過報告書の作成
- ②被害生徒の見舞い及び指導

③クラス生徒による被害者に対する見舞い指導

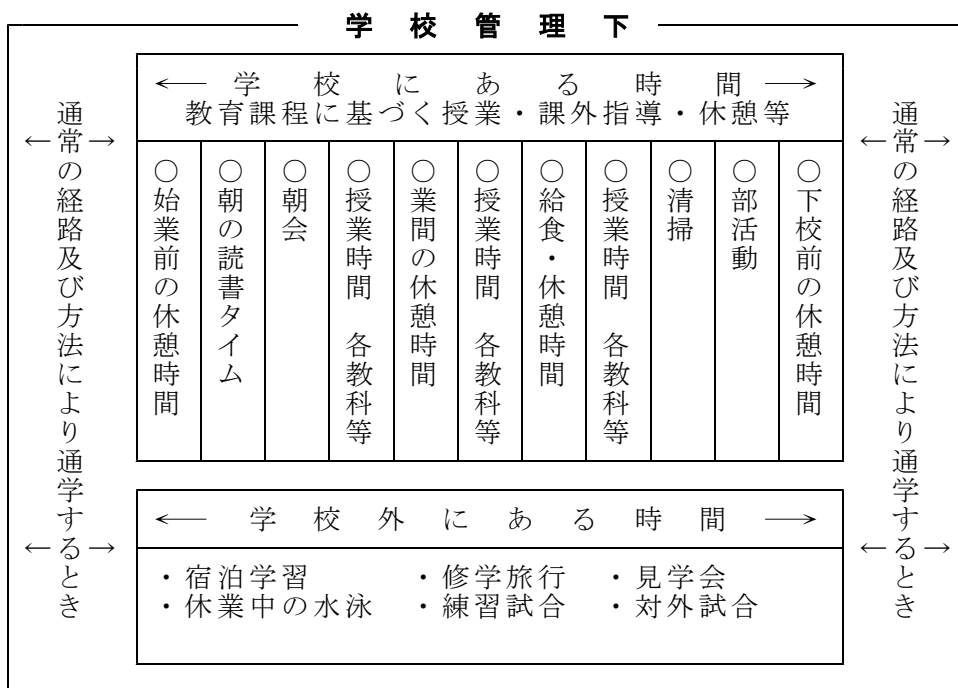
※以上について、必ず校長（教頭）へ連絡、指示を受けること。

(3) 養護教諭

①生徒の傷害状況・処置等の記録と反省

②日本スポーツ振興センターによる給付手続きの指導等

### 管理下の事故



### 【 緊急時の連絡先一覧 】

	連 絡 先	電 話 番 号
教育委員会	<b>蓮田市教育委員会</b>	<b>7 6 5 - 1 7 2 9</b>
病 院	<b>本田内科</b>	<b>7 6 8 - 4 7 7 2</b>
	<b>共立歯科</b>	<b>7 6 8 - 5 5 2 0</b>
	<b>三松眼科</b>	<b>7 6 9 - 5 3 1 1</b>
	<b>タツイ眼科</b>	<b>7 6 9 - 7 8 7 8</b>
	<b>蓮田外科</b>	<b>7 6 4 - 1 1 4 1</b>
	<b>佐々木耳鼻科眼科</b>	<b>7 6 9 - 2 2 5 1</b>
	<b>世沢整形外科</b>	<b>7 2 3 - 9 1 9 1</b>
	<b>蓮田整形外科</b>	<b>7 6 5 - 0 1 1 1</b>
	<b>芙蓉堂薬局</b>	<b>7 6 8 - 2 7 5 5</b>
警 察	<b>岩槻警察署</b>	<b>7 5 7 - 0 1 1 0</b>
消 防 署	<b>消防本部</b>	<b>7 6 8 - 1 1 0 9</b>
保 健 所	<b>健康増進課</b>	<b>7 6 8 - 3 1 1 1</b>
警 備 保 障	<b>セコム上尾支社</b>	<b>7 7 4 - 2 2 7 1</b>